

## 超過勤務手当(時間外割増賃金)の支給漏れ

## 1 概要

柏崎郵便局において、正社員及び時給制契約社員に対する超過勤務手当(時間外割増賃金)の支給漏れが発覚したため、同手当の追給精算を実施する。

## 2 誤支給期間

2020年4月実績～2020年6月実績

## 3 精算対象者

郵便部 ……12名(正社員6名、時給制契約社員6名)

## 4 精算時期及び精算金額

(1) 精算時期 ……2020年9月月例給与

(2) 精算金額 ……90,128円(12名)	最高金額	21,590円
	最低金額	860円

## 5 発生原因

社員の出退勤時間及び超勤時間については、出退勤システムにより管理しているが、2020年4月から新たに勤務時間管理員になった担当者は、出退勤システムでアラートが発生していたにもかかわらず、社員の退勤時刻及び超勤状況を確認しないまま、当該アラートの確認ボタンを押下するのみで、アラートの解消を行わなかった。

2020年8月、時給制契約社員から、6月分の超勤時間が違っていると申し出があり、当該局で確認した結果、2020年4月実績から6月実績分の超過勤務手当(時間外割増賃金)の支給漏れが発覚した。

## 6 再発防止策

(1) 出退勤システムにおいて、勤務時間管理員が注意すべきポイント及びアラート発生時の処理の仕方を指導。

(2) 出退勤システムでアラートの発生状況を確認。「出勤アラート」・「退勤アラート」の内容、「登録時刻」・「修正後時刻」の整合性について、業務支援システムの超勤実績等と対差確認する。

なお、現在、新潟労働関係調整役が当該局に対する勤務時間管理の調査を実施しており、その結果に基づいて改めて再発防止策を支社から指導する。

## 7 支社としての取組み

誤支給発生情報を8月28日にポータルサイト掲載し、管内郵便局あてに周知及び注意喚起を実施。

以上